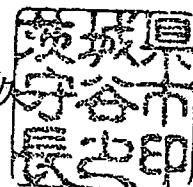


# 守谷市告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により取手都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年4月2日

守谷市長 松丸 修久



## 1 都市計画の種類

- 守谷駅周辺地区地区計画
- 原東地区計画
- 美園地区計画
- ひがし野地区計画
- 松並地区計画

## 2 縦覧場所

- 守谷市役所都市整備部都市計画課

取手都市計画地区計画の変更(守谷市決定)

都市計画守谷駅周辺地区地区計画を中央地区計画に変更し、次のように変更する。

名 称	中央地区計画						
位 置	守谷市中央一丁目、二丁目、三丁目、四丁目の全部(取手都市計画事業守谷駅周辺一体型土地区画整理事業施行区域内)						
面 積	約38.7ha						
地区計画の目標	本地区は、守谷町施行の守谷駅周辺一体型土地区画整理事業区域であり、商業地区と住宅地区を融合・調和させた都市形成を目指し、本計画により、当該事業の事業効果を損なうことなく、健全で、秩序ある快適な都市環境の創出と魅力的な街並みを形成することを目標とする。						
地区の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>土地地区画整理事業による土地利用計画等から地区を4区分し、方針を次のように定める。</p> <p>(商業地区) 常磐新線の開通に伴い、茨城県の玄関口として相応しい新たな顔となる地区的形成を目指し、地区内外から多くの人々を集めることができる商業施設等の誘導を図るとともに、新たな守谷町の文化的な顔となる地区的形成を目指し、主として広域圏の利用者を対象としたコミュニティー施設、文化施設等の誘導を図る。</p> <p>また、娛樂を享受できる都市として、比較的小さな街区で構成された活気ある界隈の形成を目指し、飲食店、娛樂施設を中心とした施設等の誘導を図る。</p> <p>(生活利便地区) 近隣の住民のための商業・業務サービス機能を持つ、日常的な生活利便地区的形成を目指し、小規模店舗等の誘導を図る。</p> <p>(沿道利用地区) 車利用による広域的な沿道空間の形成を目指し、ロードサイド型商業施設の誘導を図る。</p> <p>(住宅地区) 主要道路の通過交通を考慮し、利便性の高い快適な沿道空間の形成と後背する住環境の保全を目指し、沿道サービス施設、比較的小規模な店舗付住宅等の誘導を図るとともに、住宅地としての良好な環境形成の誘導を図る。</p> <p>地区施設の整備方針</p> <p>地区施設は、土地地区画整理事業により計画的に配置し、かつ一體的に整備されるので、これらの機能が損なわれないように維持保全に努める。</p>						
建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標等を踏まえ、以下の建築物等の整備方針に基づき規制、誘導を図ることとする。</p> <p>(商業A地区) 茨城県の玄関口として相応しい商業施設等の形成及び守谷町の駅前文化地区として相応しい施設の形成を誘導する。</p> <p>(商業B地区) 都市の自由な成長に任せ、活気ある地区的形成を誘導する。</p> <p>(生活利便地区) 日常的な生活利便地区として相応しい施設の形成を誘導する。</p> <p>(沿道利用地区) 地区的特性を活かし、車利用による広域的沿道利便地区として相応しい施設の形成を誘導する。</p> <p>(住宅A地区) 良好な低層住宅地として相応しい地区的形成を誘導する。</p> <p>(住宅B地区) 良好な中低層住宅地として相応しい地区的形成を誘導する。</p> <p>(住宅C地区) 通過交通の沿道利用地区としての施設形成と住宅地として相応しい地区的形成を誘導する。</p>						
地区の区分	商業A地区	商業B地区	生活利便地区	沿道利用地区	住宅A地区	住宅B地区	住宅C地区
地区的面積	約7.6ha	約3.3ha	約2.8ha	約4.4ha	約1.4ha	約2.0ha	約17.2ha
建築物等に用いた用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。						
建築物等の用途の制限	①マージャン屋、バーチンコ屋、射的場 勝馬投票券発売所 場外車券売場、その他これらに類するもの ②風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当する営業に係るもの ③自動車教習所 ④畜舎 ⑤工場 (ただし、パン屋、米屋、豆腐店、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内のものは除く。)	①自動車教習所 ②畜舎 ③倉庫業を営む倉庫	①勝馬投票券発売所 場外車券売場 ②自動車教習所 ③倉庫業を営む倉庫 ④畜舎 ⑤原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> を超えるもの (ただし、作業場の床面積の合計が150m <sup>2</sup> を超えない自動車修理工場を除く。)	①自動車教習所 ②畜舎	①公衆浴場 ②工場 ③自動車教習所 ④畜舎 ⑤店舗、飲食店、その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が500m <sup>2</sup> を超えるもの	①公衆浴場 ②工場 (ただし、パン屋、米屋、豆腐店、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内のものは除く。) ③自動車教習所 ④畜舎 ⑤店舗、飲食店、その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	①自動車教習所 ②畜舎
建築物等の敷地の最低限度	500m <sup>2</sup>	165m <sup>2</sup>					

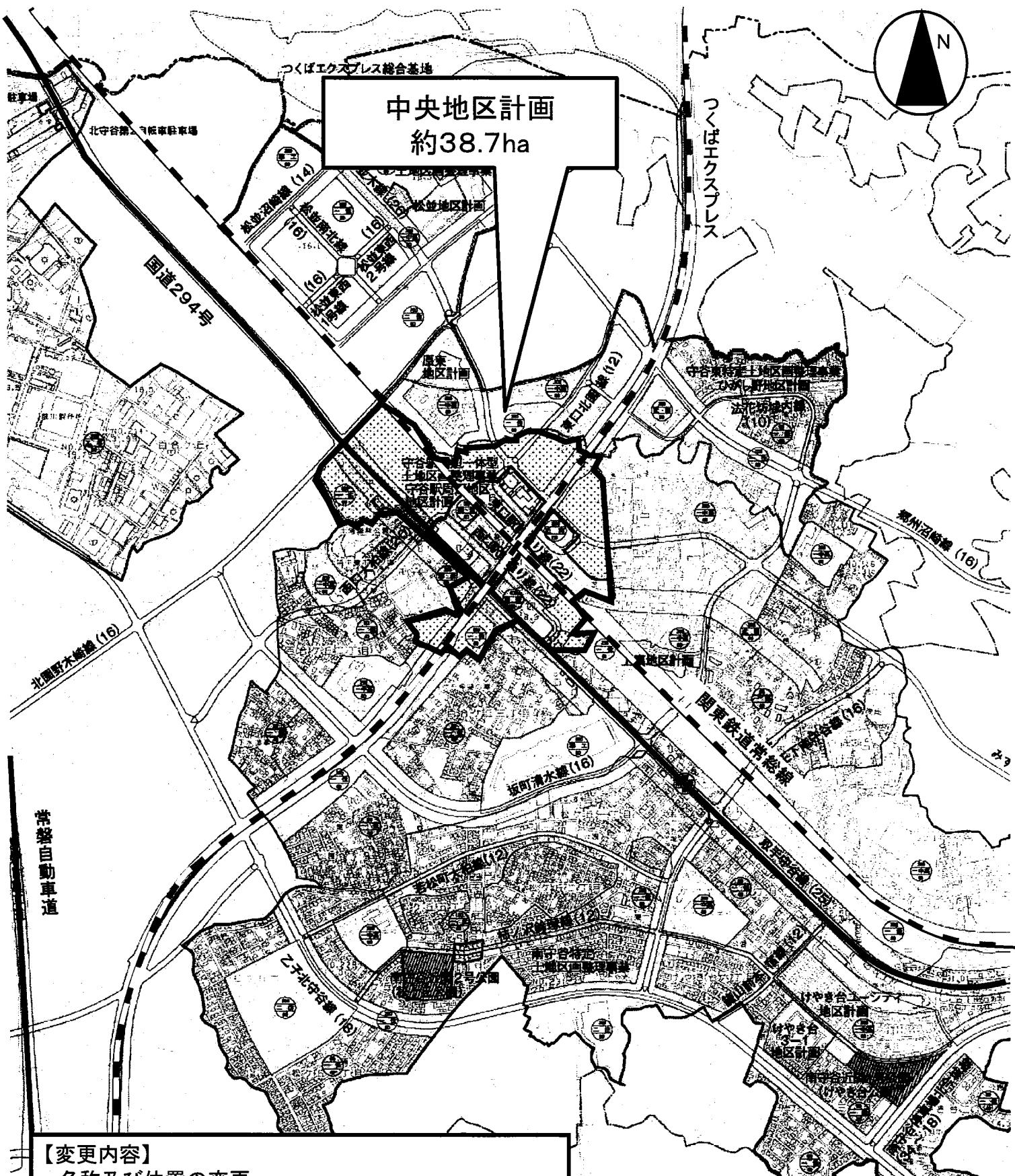
## 取手都市計画守谷駅周辺地区地区計画の変更（案）の新旧対照表

取手都市計画守谷駅周辺地区地区計画を次のとおり変更する。

	新	旧
名 称	<u>中央地区計画</u>	<u>守谷駅周辺地区地区計画</u>
位置	<u>守谷市中央一丁目，二丁目，三丁目，四 丁目の全部</u>	<u>守谷町大字守谷の一部</u>

# 取手都市計画 地区計画の変更【守谷市決定】

位置図



## 【変更内容】

名称及び位置の変更

名称: 守谷駅周辺地区地区計画 → 中央地区計画

位置: 守谷町大字守谷 → 守谷市中央

## 【変更理由】

換地処分により、住所が「中央」となったことから、名称を「守谷駅周辺地区地区計画」から「中央地区計画」に変更し、併せて位置の表示についても変更を行う。